

第3章

循環型社会の形成

第1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について

(1) 循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）

循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成20年3月に循環型社会基本法第15条に基づいて循環型社会基本計画を策定しました。当該計画において示された、物質フロー指標に関する目標及び取組指標に関する目標の達成や、持続可能な社会の実現に向け循環型社会・低炭素社会や自然共生社会と統合して、循環型社会の形成を国内外問わず実現すること、**地域循環圏**の構築、充実させた指標のフォローアップ、国際的な循環型社会の構築へ向けた取組を総合的に進めます。

また、廃棄物の焼却や埋立てに伴う**温室効果ガス**については、平成20年3月28日に改定された**京都議定書目標達成計画**に基づき、その排出量の抑制を図ります。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

平成13年5月に環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を決定し公表しています。その中では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、**再生利用**、**熱回収**の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とすること等を定めています。これにより**一般廃棄物**及び**産業廃棄物**の最終処分量を平成22年度までに平成9年度のおおむね半分に削減することとしています。

また、廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決に加えて循環型社会の形成をも目指していることを踏まえ、今後、我が国全体として、**3R**に重点を置いた最適ナリサイクル・処理システムを構築していくこととし、平成17年5

月に**廃棄物処理法**に基づく基本方針を改正しました。一般廃棄物の処理については、この基本方針において、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じた技術的支援を国が行うべきとされています。そこで、国全体として**3R**に重点を置いた最適ナリサイクル・処理システムを構築していくための施策の一つとして、平成19年6月に一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、一般廃棄物の標準的な分別収集区分やエネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定し、市町村による活用に向けた市町村に情報提供し、技術的支援を実施しています。

さらに、改定された「**廃棄物処理施設整備計画**」に基づき、ごみの排出削減を前提とした施設整備を推進しつつ、一般廃棄物処理における地球温暖化対策やストックマネジメントを実施していきます。

廃棄物系**バイオマス**については、分別手法、収集・運搬を含めた利活用のシステム全体については有効な手法をパターン化するため、有効であると考えられる利活用の手法についてモデル地域における実証を行い、廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ります。

また、平成12年度から新たに創設された産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する補助制度により、廃棄物処理センター等による産業廃棄物処理施設の整備促進を図ります。

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場整備の促進及び埋立ての円滑な実施を図ります。また、首都圏においては、必要な広域処理場の確保に向けて、関係地方公共団体間に働きかけを行います。

製品が廃棄物となった場合における処理が市町村において困難となっているものとして廃棄物処理法に基づき指定されている**廃ゴムタイヤ**等の一般廃棄物の処



理においては、消費者が新規製品を購入する際等において販売店が廃棄物を引き取り、可能な範囲で市町村以外のシステムで処理するなど、市町村の処理が適正に行われることを補完するために製品の製造事業者等が行う協力を必要に応じて求めるとともに、引き続き、広域認定制度を活用した製造事業者等による広域的なリサイクルを進めます。

産業廃棄物問題の根本的な解決に向け、国の役割を強化し、産業廃棄物運搬車両への表示等による不法投棄等の不適正処理事案の発生の未然防止や電子マネーの普及促進等による廃棄物処理システムの透明性の向上、優良で信頼できる産業廃棄物処理業者の育成を昨年度に引き続き進めてまいります。

なお、**廃棄物処理法**については、中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会において、引き続き施行状況の評価・検討を行っていきます。

石綿を含む廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進するために、無害化処理認定制度により、石綿を含む廃棄物の無害化処理を促進します。

(3) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)

平成13年4月に施行された「**資源の有効な利用の促進に関する法律**」(資源有効利用促進法)や産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドラインにおいては、従来進めてきた取組に加え、産業構造審議会において平成20年1月に取りまとめられた報告書に基づいて、世界最高水準の省資源社会の実現を図るため、一部のレアメタル等各種資源の投入量の更なる低減施策に取り組み、我が国産業の競争力の維持・強化等を図ります。

具体的には、製品のサプライチェーン全体の資源投入量の低減を図るため、特に部品・最終製品の製造時に発生する工程くず等の副産物のリデュース対策を推進します。川上・川中企業(部品サプライヤー等)では、川下企業(最終製品メーカー)による設計や仕様によって副産物低減の取組の自由度が制限されるなど、個別企業の取組のみでは部分最適に陥り、省資源の効果が期待できないと考えられます。他方、一部の先進的な川下企業では、川上・川中企業と連携し、副産物の正確な原価計算(見える化)を可能とする**マテリアルフローコスト会計(MFCA)**の活用等により、省資源、省エネ、省CO₂、作業量低減を同時に達成し、いわば一石四鳥の効果を手にしています。このように、川下企業と川上・川中企業間のすりあわせを再強化し、副産物の更なるリデュースや製品の**環境配慮設計**を図る省資源型ものづくりの取組を推進します。また、国においても、モデル事業等を通じた優良事例の創出を進めます。また、再生資源を新たな製品の原材料として利用する高度リサイクルの取組も促進します。

一方、**3R**配慮製品の市場拡大に資するよう、事業者による製品設計・製造の取組内容に関する消費者への情報提供を、また、金やレアメタル等の有用な資源が高濃度で含まれている携帯電話等の使用済小型家電の回収が促進されるよう、使用済小型家電の回収モデル事業等を進めます。さらに、パソコン等の製品の排出事業者において、使用済製品の引渡先での処理の実態を把握するための取組等を進めます。

(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

改正後の容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称:3R推進マイスター)を活用した消費者への更なる普及啓発や、小売業に属する事業を行う者(指定容器包装利用事業者)に対して義務付けられた容器包装廃棄物の排出抑制促進措置を着実に実施し、容器包装の使用合理化を図ります。このほか、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)を中心に、地域の先駆的な取組を支援するモデル事業、優れた取組等に対する表彰制度等の各種施策を実施します。

(5) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

同法施行令の改正により追加される対象機器(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)も含めて、引き続き、使用済家電の適正なりサイクルを進めていきます。とりわけ、2011年のアナログ放送停波に伴い、ブラウン管テレビの大量排出が見込まれていることから、ブラウン管テレビの円滑な廃棄・リサイクルに向けた調査等を実施します。あわせて、**家電リサイクル法**ルート以外のルートにおける処理の状況などの使用済家電のフローについて把握し、使用済家電の流通実態・処理実態の透明化を推進します。

(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

建設リサイクル法については、7回の社会資本整備審議会・中央環境審議会の合同会合において、平成20年12月にまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」をもとに、必要な措置を講ずる予定です。

また、建設工事関係者間の連携強化、分別解体、再資源化の促進に向けて建設リサイクルに関する普及啓発等を図っていきます。

さらに、平成20年度に実施した建設副産物実態調査の結果を公表するとともに、課題解決に向けて平成

20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」に基づく施策の着実な実施等の必要な措置を講じる予定です。

(7) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対する定期報告の義務付け等指導監督の強化、新たな**再生利用**事業計画認定制度を通じた再生利用等の円滑な取組等を推進します。

また、食品**循環資源**の再生利用等の推進を図るため、新たな食品リサイクル制度の普及啓発、食品廃棄物を含むバイオマス利活用を図ろうとする地域に対する施設整備の支援等を通じた食品**循環資源**の再生利用の促進等を実施します。

(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車リサイクル法については、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、引き続き制度の評価・検討を行ってまいります。

また、制度の円滑な施行に向けて、引き続き関係事業者や自動車所有者等に対して制度の周知を図ってまいります。

さらに、使用済自動車の引取りに支障が生じている離島市町村や、使用済自動車等の不法投棄に対して行政代執行の措置を行う都道府県等に対して、引き続き支援事業を行います。

(9) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国等の各機関では、**グリーン購入法**に基づく基本方針に即して毎年度環境物品等の調達方針を作成・公表し、これに基づいて環境物品等の調達の推進を図ります。

地方公共団体における**グリーン購入**の取組を促すため、地方公共団体を対象としたグリーン購入に関するアンケート調査や、基本方針の変更についての説明会等を行うとともに、地方公共団体向けグリーン購入取組ガイドラインを用いた普及啓発に努めます。

さらに、幅広い主体による環境物品等の購入を推進するため、購入者が製品やサービスに関連する適切な環境情報を入手できる「商品環境情報提供システム」を継続して運用していくとともに、環境物品等に関する情報提供体制の在り方についてのガイドラインの普及・啓発を行います。

廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の積極的な購入を推

めるため、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政、消費者団体等各主体が連携した組織として発足したグリーン購入ネットワークの活動を積極的に支援し、全国各地において開催するグリーン購入セミナーを通じて、グリーン購入の促進を図ってまいります。

(10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

国が策定した**PCB廃棄物**処理基本計画に即した、都道府県及び政令市によるPCB廃棄物処理計画の策定を推進します。また、日本環境安全事業株式会社によるPCB廃棄物の拠点的な広域処理施設の整備については、北九州事業、豊田事業、東京事業、大阪事業及び北海道事業の進捗を図ることにより、全国のPCB廃棄物を法律に定める処理期限である平成28年7月までに、一掃できるよう努力することとしています。

さらに、国は処理費用負担能力の小さい中小企業者が保管している**PCB**を使用した高圧トランス・高圧コンデンサの処理に係る負担を軽減するために設置しているPCB廃棄物処理基金を造成するための予算措置を平成20年度に引き続いて行います。

微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、国は引き続き、既存の廃棄物処理施設による実証試験を行い、実証試験結果の検討を行うとともに、中央環境審議会に設置された「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」における今後の処理方策についての審議を踏まえ、必要な施策を推進してまいります。

(11) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年6月18日法律第98号。以下「産廃特措法」という。）に基づき、平成9年の改正廃棄物処理法の施行（平成10年6月17日）前に、廃棄物処理法に定める処理基準に違反して不適正に処分された産業廃棄物（特定産業廃棄物）に起因する生活環境保全上の支障の除去等の事業について、すでに大臣同意が済んでいる事案については、引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図るとともに、今後同法に基づく支障除去等事業の対象事案については、都道府県等から相談があった場合には、適切に助言等を行ってまいります。



(12) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大を推進するため、「農林漁業バイオ燃料法」が平成20年10月に新たに施行されました。

本法に基づき、農林漁業者やバイオ燃料製造業者が連携して原料生産からバイオ燃料（エタノール、木質

ペレット等）製造までを行う「生産製造連携事業」及びバイオ燃料の製造の高度化等に向けた研究開発を行う「研究開発事業」に係る計画を国が認定し、新設したバイオ燃料製造施設に係る固定資産税の軽減、農林漁業者に対する改良資金等の償還期間の延長、新品種の育成に対する登録料の減免等の支援措置を実施します。

また、農林漁業者や事業者等の関係者との意見交換や各種説明会を通じて、本法のより一層の周知を図ります。

第2節 循環型社会を形成する基盤整備

(1) 財政措置等

循環型社会基本法では、政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な財政上の措置等を講じることとしています。国の各府省の予算のうち、「循環型社会」の形成を推進するための経費は、平成21年度当初予算額で約7,608億8,167万円（うち、下水道事業費補助等約4,483億6,500万円）となっています（表3-2-1）。

さらに、石綿の発生及び飛散の防止、適正な処理等のために必要な設備資金等に係る低利施策を引き続き講じます。

また、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置及び石綿含有廃棄物の処理施設に係る特例措置等、廃棄物のリサイクルや適正処理の推進のための税制上の優遇措置を引き続き講じます。

(2) 循環型社会ビジネスの振興

事業者が、再生資源の利用率目標の達成及び再生資源の新規用途の開発などの、個別品目の状況に応じた再生利用能力の向上を図ることを促進します。また、再生資源やリサイクル製品は、初めて使用される資源やこれによる製品に比べて割高になりがちであることも踏まえつつ、信頼性を確保し、国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体がリサイクル製品を積極的に利用することなどにより、リサイクル製品の利用・市場の育成等を推進します。

また、循環型社会の形成の礎となる産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、処理業者の優良性の判断に係る評価制度の円滑な実施を図るとともに、中小企業を含めた事業者における環境報告書や環境会計の作成・公表、地域コミュニティビジネスの育成等を図ります。

(3) 経済的手法の活用

多くの人の日常的な活動によって引き起こされてい

る廃棄物問題については、大規模な発生源や行為の規制を中心とする従来の規制的手法による対応では限界がある面もあります。このため、その対策に当たっては、規制的手法、経済的手法、自主的取組などの多様な政策手段を組み合わせ、適切な活用を図っていくことが必要です。

そのため、第3章第2節1の(2)に示したように、有料化に伴うさまざまな問題に関する考え方や、有料化の検討の進め方などについて取りまとめたガイドラインを通じて有料化を行う市町村を支援していきます。

また、引き続き、ごみ（一般廃棄物）処理手数料の徴収状況等、経済的手法の導入実態の把握を行います。

(4) 教育及び学習の振興、広報活動の充実、民間活動の支援及び人材の育成

国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施します。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援します。

また、NGO・NPO等の民間団体、事業者等が地方公共団体等と連携して行うリデュース、リユースを中心とする循環型社会に向けた取組であって、先駆的・独創的かつ他の地域に適用可能な一般性を有する事業について、アイデアを公募して、実証事業として引き続き実施し、その情報提供を図ります。

文部科学省では、引き続き新しい環境教育の在り方に関する調査研究を実施、全国環境学習フェアや環境

表3-2-1 主な循環型社会形成推進基本法関係予算

		(百万円)	
		平成21年度	平成20年度
		760,882	(812,033)
1	自然界における物質循環の確保	142,197	(152,589)
	①バイオマスなどの活用の確保	23,779	(27,026)
	②再生可能エネルギーの積極的な利活用	38	(27)
	③森林整備などの自然環境の保全	118,379	(125,537)
2	ライフスタイルの変革	936	(1,169)
	①環境教育及び学習の振興	456	(453)
	②民間活動の支援（主にNPO/NGO）	95	(211)
	③情報提供・広報活動の充実	385	(505)
3	循環型社会ビジネスの振興	1,419	(1,288)
	①国による率先的な取組（主にグリーン購入）	16	(18)
	②調査の実施（主に規格化、経済的手法、環境マネジメント）	298	(465)
	③民間活動の支援（主に事業者）	816	(447)
	④科学技術の振興（主に設計・生産工程）	290	(357)
4	安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現	13,996	(14,014)
	①リサイクル対策関連法の政策目的実現のための事業	1,039	(750)
	②個別物品・個別事業に着目した3R推進のための事業	1,516	(1,554)
	③廃棄物の適正処理の支援（PCB等有害廃棄物処理、化学物質の管理を含む）	4,723	(4,713)
	④不法投棄対策の推進	6,299	(6,646)
	⑤国際的強調のための措置	420	(350)
5	循環型社会を支えるための基盤整備	602,332	(642,973)
	①安全で適正な廃棄物処理施設の整備（熱回収の推進のための事業を含む）	89,850	(94,488)
	②污水处理施設の整備	509,190	(544,231)
	③調査の実施（主に廃棄物等関係）	318	(342)
	④科学技術の振興	2,458	(2,124)
	⑤国による率先的な取組（主に人材育成、地域の取組支援）	516	(1,789)

資料：環境省

教育担当教員講習会の開催、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校の指定を行います。

また、文部科学省と環境省の連携・協力の下、環境教育リーダー研修基礎講座の実施などを引き続き行います。

経済産業省では、平成20年度に引き続き、普及啓発用DVD「レッツゴー3R」等の貸出等を実施します。

また、容器包装リサイクル教材等3R教育に資する教材の地域における学習拠点への設置や貸出も引き続き実施します。

(5) 調査の実施・科学技術の振興

廃棄物に係る諸問題の解決とともに循環型社会の構築を推進するため、科学技術基本計画のもと策定された環境分野の推進戦略に基づき、競争的資金を活用し広く課題を募集し、研究事業及び技術開発事業を実施します。

廃棄物処理等科学研究費（平成21年度から循環型社会形成推進科学研究費に事業名称変更予定）において、研究事業については、「3R推進のための研究」、

「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」、「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」、「漂着ごみ・アスベスト廃棄物対策に関する研究」を重点テーマとするとともに、「レアメタル回収技術特別枠」を設け社会的・政策的必要性に応じた廃棄物処理等に係る研究を推進します。

技術開発事業については、「アスベスト廃棄物の無害化処理技術開発」、「廃炉解体の低コスト化技術開発」、「漂着ごみ問題解決に関する技術開発」、「廃棄物系バイオマス利活用技術開発」、「3R・エネルギー回収の高度化技術開発」を重点テーマ枠とし、実用性、経済性が見込まれる次世代を担う廃棄物処理等に係る技術の開発を図ります。

公害防止等試験研究費においては、「循環型社会に資する新たな埋立類型の構築」など5課題の試験研究を実施します。

また、建設廃棄物、特に混合廃棄物を構成する各種資材を主対象として、建築物の解体工事等に伴う廃棄物の発生抑制から収集・集積、加工・処理、流通及び再生資材の活用までの各段階が連携し、効果的に資源循環を推進するための技術体系並びにその普及基盤の



開発を行います。

また、3Rに配慮した、製品の長寿命化やリサイクルが簡単な製品の設計・製造技術の開発として、「元素戦略／希少金属代替材料開発プロジェクト」、「革新的構造材料を用いた新構造システム建築物研究開発」及び「希少金属等高効率回収システム開発」等の事業を推進していきます。

研究開発に係るイノベーションプログラムの一つである「環境安心イノベーションプログラム」において、資源制約を克服し、環境と調和した持続的な経済・社会の実現と、安全・安心な国民生活を実現するため、革新的な技術の開発を行います。

国立環境研究所では、第2期中期計画（計画期間：平成18年度から22年度）に掲げられた重点研究プログラムの一つである「循環型社会研究プログラム」において、近未来に実現すべき循環型社会の具体的な姿を描き、適切な廃棄物管理と資源の循環的利用の下で、そこへ向かう社会の仕組みや技術システムを提示するための研究を進めます。

また、農林水産省においては、木質系廃棄物、家畜排せつ物、廃食用油等の有機性資源について、バイオマスとして利活用を促進するため、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術、バイオマスをマテリアル利用するための技術の開発に取り組むとともに、バイオマスの地域特性に応じて、燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等の取組を引き続き推進します。

(6) 施設整備

平成17年度に廃棄物の3Rを推進するための目標を設定し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設し、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させることとしたところであり、更なる廃棄物分野での温暖化対策を推進するために交付金制度の改善、強化を図ります。

具体的には、焼却処理に伴い生じるエネルギーの有効利用を行う高効率なごみ発電施設について積極的に拡充支援を行うとともに、効率的なごみの収集・輸送と更なる広域化・集約化を図るために必要な、収集した廃棄物の圧縮・積替え等を効率的に行う施設や、汚泥の効率的なバイオマス利用を一層促進するため、汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置を交付対象とします。また、既存ストックの有効利用を図るため、廃棄物処理施設の性能を満足しつつ延命化を図ることを目的とした施設の長寿命化計画の策定について支援を行っていきます。

浄化槽においては、省エネ型浄化槽の推進など、先駆的な事例となる浄化槽整備の取組について、助成率の引き上げなどを行い、支援の拡充を図っていきます。

また、畜産業において発生する家畜排せつ物等については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）等に基づき、適正な管理を徹底するとともに、地域における有効利用を促進し、効率的かつ環境保全上適切に循環するシステムを形成するための施設整備等を推進します。

再資源化施設に関しては、建設廃棄物等の再資源化を促進するため、再資源化施設の稼働状況等に関する情報交換システムの運用を推し進めていくとともに、再資源化施設の立地について、その適正な立地誘導等が図られるよう必要な施策について検討を進めていきます。

地域における資源循環型経済社会構築の実現に向けて、引き続き「エコタウン事業」を推進していきます。

水産物の加工流通過程における排水処理の高度化及び水産加工残さ等のリサイクルの促進に必要な施設整備を推進します。

港湾における廃棄物埋立護岸について、東京湾等において整備を行います。

このほか、資源のリサイクルを促進するため、首都圏の建設発生土を全国の港湾建設資源として広域的に有効利用するプロジェクト（いわゆるスーパーフェニックス）として、平成21年度には広島港において建設発生土の受入を実施します。

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等）の整備促進及び埋立ての円滑な実施を図ります。また、首都圏をはじめその他の地域において、広域処理場の確保が必要となった際に、関係地方公共団体間に適切な働きかけを講じられるよう、次期広域処理場のあり方についての検討を実施します。

(7) 生活環境保全上の支障の防止、除去等

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の未然防止、拡大防止及び支障の除去並びに廃棄物等の輸出入の適正化を図るため、地方環境事務所による立入検査等の体制を強化するとともに、都道府県等や税関等と情報交換等の連携を図ることにより監視の強化に努めます。硫酸ピッチの不適正処理については、平成15年度の81件28,339本をピークに減少してきておりますが、不適正処理の防止については、引き続き関係機関と関連情報の共有等の連携等を図り、防止対策を推進していきます。

また、産業廃棄物適正処理推進センターの基金に対し、産業界からの自主的な出えんをいただくとともに国からも補助を行っていきます。

さらに、環境省に設置した不法投棄ホットラインを活用し、都道府県等とも連携して不法投棄等の早期発

見、未然防止及び拡大防止に努めるほか、現場調査や関係法令等に精通した専門家チームを派遣し、都道府県等の不法投棄等の対策を支援していきます。また、適正な循環型社会の形成を根幹から阻害するおそれのある不法投棄等の不法行為の規制強化等を進めるとともに、監視活動や普及啓発活動を引き続き強化します。

平成21年度からは、衛星画像を活用した未然防止・拡大防止対策のモデル事業を実施し、不法投棄等の不適正処分の撲滅に向けてさらなる推進を図ります。

(8) その他の政府の取組

廃棄物の焼却や埋立てに伴う**温室効果ガス**については、平成20年3月に改定された**京都議定書目標達成計画**に基づき、その発生量の抑制を図ります。

具体的には、廃棄物等の**発生抑制・再使用・再生利用**の推進によって廃棄物焼却量や直接埋立量の抑制を図ります。また、化石系資源の使用量の抑制を図るため、廃棄物発電施設や、有機性廃棄物からのメタン回収を高い効率で行う施設に対し補助するなど、廃棄物の焼却に伴って生じる排熱を有効に活用する廃棄物発電・熱利用やバイオマスエネルギーの活用を推進していきます。

平成15年度から実施している廃棄物処理施設における温暖化対策事業については、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物発電、廃棄物熱供給施設や廃棄物燃料製造施設等の整備を促進させるため、当該設備の整備に必要な費用に対して支援を行っていきます。また、市町村等が設置する焼却施設において、高効率ごみ発電に必要な設備を導入する場合については、循環型社会形成推進交付金の交付率を嵩上げすることにより、導入の推進を図ります。

さらに、白煙防止装置の停止など廃棄物処理施設の運転・維持管理手法の改善を通じた温暖化対策に資する取組をモデル事業として取り上げ、その成果等を普及し、廃棄物分野における温室効果ガス削減の取組を支援します。木くずなど有機性廃棄物の最終処分場への直接埋立については、温暖化効果の高いメタンを発生することから、できるだけ早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要があります。

地域における資源循環型経済社会構築の実現に向けて、**ゼロ・エミッション**構想推進を目的とした全国26箇所の「エコタウン事業」認定地域を核に、資源循環の広域リサイクルチェーン構築に向けた取組への支援を行います。

木材の循環利用を促進するためには、建設廃棄木材等の廃棄物系の木質資源のうち未利用となっている資源の再使用・再資源化が必要であり、これらの未利用となっている資源の有効活用を図るため、木質複合材料等の開発を行います。また、接着剤により接着され

た木質系材料は木質部と接着剤の分離が困難であることから、廃棄段階において簡易に分離・剥離する接着・分離技術を開発することにより再使用・再生利用・再資源化を促進します。

また、循環型社会の形成等の観点で踏まえ、加工時のエネルギー消費量が少なく、再生産可能な資源としての特性を有する木材の利用を推進してまいります。

下水道事業において発生する汚泥は、産業廃棄物の総発生量の約18%を占め、下水道の普及に伴いその発生量は年々増加している一方、下水汚泥を受け入れている最終処分場の残余年数は依然として非常に厳しい状況にあり、今後さらなる汚泥の減量化、再生利用に加え、地球温暖化対策の推進も踏まえたエネルギー利用が必要となっています。このような状況を踏まえ、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発などに取り組んでいきます。

使用済みFRP船の処理については、平成20年度から全国において「FRP船リサイクルシステム」の本格運用が開始されたため、今後ともリサイクル処理の必要性及びFRP船リサイクルシステムの周知啓発等をおこなうことにより、FRP船のリサイクル処理の普及促進に取り組んでいきます。

日本工業標準調査会（JISC）は環境配慮製品の普及のため、平成14年4月に策定した「**環境JISの策定促進のアクションプログラム**」に基づき、**3R・環境配慮設計・地球温暖化対策・有害物質対策・環境汚染対策**に資する規格の制定・改正に取り組みます。

また、環境負荷の低減、環境情報の提供、JISの活用等を念頭におき、消費者等利害関係者からの意見を反映し、規格の制定・改正を行い、JISに対する信頼感に答えていきます。

さらに、平成19年7月に策定した「**国際標準化アクションプラン**」に基づき、わが国の優れた環境技術を国際提案し、国際標準化活動に取り組みます。

平成17年9月に設置された**中部圏ゴミゼロ型都市推進協議会**では、廃棄物の減量化目標の達成、3Rの推進、廃棄物処理・リサイクル施設の整備を内容とする中長期計画を策定します。**首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会**では、平成19年1月に取りまとめた第二期中長期計画を踏まえ、それらの推進状況についてフォローアップを行います。また、**京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会**では、平成15年3月の取りまとめを踏まえ、それらの進捗状況についてフォローアップを行います。

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化の観点から、バイオマスを総合的かつ効率的に最大限活用し、持続的に発展可能な社会「**バイオマス・ニッポン**」を早期に実現することが重要です。このため、「**バイオマス・ニッポン総合戦略**」（平成18



年3月閣議決定)に基づき、バイオマスの利活用の加速化を図ります。

特に、国産バイオ燃料については、平成19年2月に総理報告した「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づき関係府省が協力して取組を推進します。具体的には農林漁業バイオ燃料法に基づき新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置による支援や、バイオ燃料の原料供給から製造、流通まで一体となった取組を行います。

また、食料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確認する取組を行うとともに、バイオ燃料向け資源作物の開発や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術開発等を進めます。

なお、バイオ燃料の基準策定に係る国際的な動きについても、我が国の立場が適切に反映されるよう対応します。

このほか、地域のバイオマスを効率的に活用するバイオスタウンを22年度までに300地区程度で構想を策定することを目指し、バイオスタウン構築の加速化を推進します。また、加工時のエネルギー消費量が少ない地域材の利用等を推進するとともに、建設廃棄木材等の廃棄物系の木質資源のうち未利用となっている資源の再使用・再資源化を図るため、木質複合材料等の開発を行います。さらに、家畜排せつ物等有機性資源のたい肥化や再生可能エネルギーとしての利活用などによる循環的利用の促進等を推進します。また、農業集落排水事業において、発生する汚泥の有機肥料等へのリサイクルを推進します。このほか、水産

系副産物である貝殻の再資源化により資源の循環的利用を推進します。

静脈物流の拠点となる港湾を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、循環資源の収集・輸送・処理の総合的な静脈物流拠点を形成し、ネットワーク化を図ります。また、効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討も推進していきます。

地方公共団体は、循環型社会の形成に関する様々な施策を策定・実施する主体です。その施策は当該地域の自然的社会的条件を踏まえて実施されることから、国は、地方公共団体が実施する施策の適切さを確保するために、地方公共団体が施策を実施する際によって立つべき基準、施策を実施する際の参考となる指針の設定等、地方公共団体を支援する措置を講じていきます。

また、地方公共団体が循環型社会の形成に関する施策を講ずるために必要な費用について、交付金、地方公共団体への融資等、必要な財政措置を講じていることとしています。

経済産業省及び環境省は、適正かつ効果的なレアメタル(希少金属)のリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収モデル事業の対象地域を拡大して、引き続き効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討等を行います。

第3節 国際的な循環型社会の構築

ア 有害廃棄物の適正管理

有害廃棄物等の不適正輸出入を防止するため、「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」等による情報交換を引き続き行い、特にアジア各国との連携を強化します。また、バーゼル条約事務局と連携し、アジア太平洋地域におけるE-wasteの環境上適正な管理に向けた財政的・技術的支援を行います。

イ 3Rの国際的推進

2008年(平成20年)5月に開催されたG8環境大臣会合において合意された「神戸3R行動計画」及び、同会合で我が国が自らの行動計画として発表した「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、3Rイニシアティブ推進に向けた国際的取組、とりわけアジアにおける循環型社会に向けた取組にリーダーシップを発揮していきます。具体的には、2009年(平成21年)

に「アジア3R推進フォーラム」を発足させ、各国政府間の対話を軸に、国際機関、援助機関、研究機関、民間セクター等幅広い関係者が参加し、パイロット事業の形成・実施、研究協力など3R推進のための地域協力を活性化するプラットフォームづくりを進めます。また、OECDにおける資源生産性向上に係る取組や、UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」における資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の取りまとめ等に積極的に貢献していきます。

ウ し尿処理システムの国際普及の推進

国連ミレニアム目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない26億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、水の安全保障研究会において示された我が国の貢献として、浄化槽やし尿処理施設などの日本のし尿処理システムの国際普及を図ります。